

## 08 文部科学省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	080090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	教育の機会均等の確保と獣医師偏在是正のための 地域限定での大学獣医学部の設置許可	都道府県	愛媛県
提案主体名	愛媛県、今治市	提案事項管理番号	1049010

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 農林水産省
該当法令等	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」(平成十五年三月三十一日文部科学省告示第四十五号)
制度の現状	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除

求める措置の具体的内容
平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由
(具体的事業の実施内容)  都市再生機構、今治市及び愛媛県が整備する今治新都市開発整備地区に、構造改革特区により獣医師養成系大学を設置し、四国地域の教育の機会均等確保と獣医師偏在の是正を図る。
(提案理由)  獣医師を志す四国の高校生は、西日本の獣医学部(科)定員が全体の 18%、165 人だけであることから、遠隔の大学への進学を余儀なくされ、経済的負担等から進学を断念する事例が多いなど教育の機会均等が確保されていないことが、今春実施した意識調査に表れている。しかし、文部科学省は11都道府県に獣医師系大学が設置され、県境を越えた広い地域から学生が集まっている現状から、四国地方が他の地域と比して直ちに均衡を失している状況でないとの考えは実態と大きく乖離している。  また、前回提案における文部科学省の回答は、獣医師全体の需給規模及びそのバランスを考慮し、基本的には、全国的見地から獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切とし、特区対応はできないとの回答であったが、既存獣医学部を持つ大学全体として対応しても、獣医学部が設置されておらず、著しく不利な状況のまま放置されている四国地域においては、地域の獣医師不足の解消の特効薬とならないことから、地域の特性に応じ規制緩和を認める構造改革特区により早急に対策を講じることが得策である。なお、積極的な留学生受入や海外との教育・研究交流を図るなど世界水準を視野に入れた教育を行う大学を誘致することで、獣医師の粗製乱造に繋がることなく動物伝染病等への迅速かつ専門的な対応や高次医療分野での地域貢献、四国地域の活性化が期待できる。

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	III
獣医関係学部・学科を設置する大学(以下、「獣医系大学」という。)の立地にばらつきがあり教育の機会均等が失われているとのご指摘については、現在、入学定員規模が 930 名、11 都道府県に獣医系大学が設置されているところで、各獣医系大学の学生も県境を越えた広い地域から集まっている現状とあわせると、四国地方がその他の地域と比して、直ちに均衡を失しているという状況ではないと考えています。				
現状の獣医師の需給規模等については、農林水産省の検討会において検討がなされ、平成 19 年 5 月「獣医師の需給に関する検討会報告書」がとりまとめられたところですが、同報告書においては獣医師の需給に関し、明確な供給不足あるいは供給過剰といった見解は示されていません。				
文部科学省としては、獣医関係学部・学科の入学定員に係る規制の在り方について、獣医師養成が 6 年間を必要とする高度専門職業人養成であり、また、獣医師全体の需給規模及びそのバランスを考慮し、基本的には、全国的見地から獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切であると考えます。				
今後、農林水産省において平成 22 年を目途に作成される獣医療法に基づく獣医療の供給体制の整備のための基本方針に関する議論や平成 19 年 5 月にとりまとめられた「獣医師の需給に関する検討会報告書」における需給見通しの動向等を踏まえ、適切に対応して参ります。				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	III
貴省回答において、「今後、農林水産省において平成 22 年を目途に作成される獣医療法に基づく獣医療の供給体制の整備のための基本方針に関する議論や平成 19 年 5 月にとりまとめられた「獣医師の需給に関する検討会報告書」における需給見通しの動向等を踏まえ、適切に対応」とあるが、その進捗状況等について回答されたい。				
また、併せて右提案主体の意見について回答されたい。				
各獣医系大学の学生が県境を越えた広い地域から集まっている現状のデータの出典をご教示いただきたい。				
また、本県の高校生の多くが「遠隔の大学しかないとめ獣医学部への進学を断念した」と回答したアンケート調査の結果をどう受け止められるかご意見をお聞かせいただきたい。				
また、産業系獣医師の不足は貴省も農林水産省も緊急課題と認識されており、農水省の報告書では 2015 年以降毎年 300 人以上の供給不足が推計されている。				
基本的に全国的見地からの対応が適切であるとしても、緊急な課題への対応のため、特区による規制の地域緩和を行うと具体的にどのような弊害があるかをお示しいただきたい。				
獣医関係学部・学科を置く大学(以下「獣医系大学」という。)の入学定員については、農林水産省の需給見通しを踏まえて検討すべきものであり、今後、農林水産省において平成 22 年を目途に作成される獣医療法に基づく「獣医療の提供体制の整備のための基本方針」(以下「基本方針」という。)に関する議論や、平成 19 年 5 月にとりまとめられた「獣医師の需給に関する検討会報告書」における需給見通しの動向等を踏まえ、適切に対応して参ります。なお、平成 20 年 12 月に、農林水産省において「基本方針」の策定のための第一回目の獣医事審議会計画部会が開催されたところで、文部科学省としては、オブザーバーとして出席するなど、その審議に参加しているところです。				
ご指摘の獣医系大学の学生が県境を越えた広い地域から集まっている現状についてですが、各獣医系大学の入学者は、同大学の設置都道府県に限らず、幅広く集まっていることを、各獣医系大学からお聞きしているところです。				
また、現在、我が国においては獣医師全体の需給規模から 11 都道府県に獣医系大学が設置されており、学生も県境を越えた広い地域から集まっている現状とあわせると、四国地方がその他の地域と比して、直ちに均衡を失しているという状況ではないと考えています。				

産業系獣医師の不足については、「獣医師の需給に関する検討会」報告書において農林水産省に対して指摘されている、獣医師の活動分野・地域偏在が発生する要因や獣医師免許保有者の一定割合が獣医療に従事しない要因など、これらの分析を踏まえた是正への取組及び獣医事審議会計画部会の審議の動向並びに関係各方面からの意見等も踏まえながら、総合的に検討していきたいと思います。

さらに、獣医系大学の入学定員に関し構造改革特区による規制緩和を行うことについて、そもそも本件は獣医師全体の需給規模及びそのバランス、獣医事への就業動向等を考慮の上対応する必要があること、また獣医師養成が 6 年間を必要とする高度専門職業人養成であることからも、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として全国的な視点に立って適切に対応していくことが必要であると考えています。

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

### 再々検討要請

右の提案主体の意見を踏まえ現状及び今後の予定等について回答されたい。

### 提案主体からの再意見

四国地域の「教育機会の均等確保」がされているか否かに対する貴省の回答根拠は、各種獣医師系大学からの聞き取りということであるが、具体的な数字を示した回答をお願いしたい。その根拠として作成された統計資料(大学別の都道府県別在学生数等)も御提供いただきたい。

さらに、貴省は、大学全体の課題として対応していくことが必要とされているが、本件特区提案により「四国地域の獣医師不足等の問題の解消」ができるかどうか、獣医事審議会計画部会でも議論がなされるよう、農林水産省に働きかけていただきたい。

### 再々検討要請に対する回答

### 「措置の分類」の再見直し

C

### 「措置の内容」の再見直し

III

農林水産省において、平成 22 年を目途に獣医療法に基づく「獣医療の提供体制の整備のための基本方針」(以下「基本方針」という。)が作成されるところですが、これを審議するために、平成 20 年 12 月に、第一回目の獣医事審議会計画部会が開催されたところであります。文部科学省としては、オブザーバーとして参加しているところです。

また、農林水産省によると、そこで議論される基本方針は、農林水産大臣が全国的な観点から獣医療の提供体制の整備について定めるものであり、特区提案そのものを議論することはないとのことですが、文部科学省としては、獣医学教育の現状と課題等の情報を提供して参ります。

今後、当該議論や平成 19 年 5 月にとりまとめられた「獣医師の需給に関する検討会報告書」における需給見通しの動向等を踏まえ、適切に対応して参ります。

なお、獣医関係学部・学科を置く大学の入学者の出身都道府県を公表用資料としては作成していませんが、例えば、中国地方の大学では、過去3ヶ年について17~25都道府県から入学者があり、北海道から沖縄県までの広い地域から集まっている状況となっています。